

様式第2号（第8条関係）

令和4年度 第1回いじめ等対策委員会会議録（要点録）

令和4年8月31日作成

会議の名称	令和4年度 第1回島本町いじめ等対策委員会		
会議の開催日時	令和4年8月4日（木）午後2時～3時30分		
会議の開催場所	島本町役場 3階 委員会室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・ 不可
事務局（担当課）	教育こども部 教育推進課	傍聴者数	0名
非公開の理由（非公開（会議の一部非公開を含む。）の場合）			
出席委員	(いじめ等対策委員) 室谷委員、宮本委員、飯田委員、三浦委員、大松委員 (教育委員会事務局) 中村教育長、佐々木教育推進課長、森参事		
会議の議題	1 委員長の選出 2 委員長職務代理の指名 3 令和4年度島本町におけるいじめの現状について 4 いじめへの対応について		
配布資料	別添のとおり		
審議の内容	別紙のとおり		

令和4年度 第1回島本町いじめ等対策委員会の要点録

日 時 令和4年8月4日(木) 午後2時～3時30分
場 所 島本町役場3階 委員会室
出席委員 室谷 光一郎委員長、宮本 武志副委員長、飯田 享子委員、
三浦 潤子委員、大松 美輪委員
事務局 中村 りか教育長、佐々木 淳平教育推進課長、
森 悠介教育推進課参事(庶務)

開 会
教育長あいさつ

案 件

1 委員長の選出(委員長:室谷委員)

- ・委員長は、島本町いじめ等対策委員会規則第4条第1項の規定により、室谷委員に決定。

(委員長)

- ・平成16年4月1日から、『島本町審議会等の会議の公開に関する指針』に基づき、島本町いじめ等対策委員会議も公開が原則となる。平成26年8月18日施行の『島本町いじめ等対策委員会の公開に関する要綱』第3条の規定により、本会議を公開で行う。本日の傍聴者はなし。

2 委員長職務代理の指名

(委員長)

- ・委員長職務代理について、島本町いじめ等対策委員会規則第4条第3項の規定、「委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。」を確認後、委員長が宮本委員を指名。

3 島本町におけるいじめの現状について

(事務局)

○島本町におけるいじめの現状について、資料3に沿って説明。

- ・島本町の令和3年度におけるいじめの認知件数は、小学校12件、中学校3件で、小・中学校ともに、令和2年度から僅かに増加となったが、全国及び大阪府と千人率で比較すると、かなり少ない。主な要因としては、各校における、いじめが起きにくい集団づくりや、年間を通じたいじめ予防の授業実践等のいじめ予防に向けた包括的な取組の充実が考えられる。いじめの件数に一喜一憂せず、いじめで苦しむ児童生徒を一早く救うために、いじめを積極的に認知し、早期対応に努めることが重要。
- ・令和3年度中に認知したいじめ事案は、令和4年7月末時点において

全てが解消。いじめ解消の定義は、事案の発生から3か月間以上の期間、いじめに係る行為がやんでいることに加え、いじめ被害を受けた本人が、嫌な思いをしていない状態であること、この2つが確認された場合である。詳細は、資料17ページ参照。解消に至った事案一つ一つについて、今後も事案に関わる児童生徒への注視を怠ることなく、丁寧な見守りの継続が必要である。

(意見交流)

- ・いじめの認知件数が大阪府と比較して少ないことについて、いじめではないトラブル事案が数多くあることを踏まえ、各校に対して、いじめの定義や認知の在り方について、改めて丁寧に周知する必要がある。最も重要なことは、いじめの件数ではなく、困っている子どもを決して見逃さず、一早く救うということである。
- ・学校が、いじめの認知におけるハードルを上げることがないような配慮が必要であり、本人や保護者に対しては、「いじめ」という言葉以外の伝え方による指導の方法もある。支援と指導の両輪で、いじめ対応を行うことが重要である。
- ・不登校児童生徒が増加しているが、不登校の要因は多様であるため、専門家を活用したアセスメントを行い、その背景にいじめがないかを丁寧に見ることが重要である。
- ・いじめ認知に関して、他市では「学校による格差」を感じることもあるが、島本町は、その格差は少なく、組織として良いことである。
- ・教職員のいじめに対するアンテナを高くするためには、事例検討や研修を実施し、チームで対応する意識を醸成することである。

4 いじめへの対応について

(事務局)

○島本町いじめ防止等基本方針の改訂について、資料4で説明。

- ・平成25年度に、「島本町いじめ防止等基本方針」を策定し、いじめの防止等のための対策を推進してきた。令和3年3月の改訂内容は、第1として「いじめ防止等に関する基本的考え方」、第2として「いじめ防止等のために町が取り組む施策」、第3として「いじめ防止等のために学校が実施する取組」、そして、第4として「重大事態への対処」の4つの構成に分けて明記したこと。
- ・改訂における新たな取組3点について説明。
 - * 1点目は、第2の「町が取り組む施策」において、年2回、各小中学校へのヒアリングを実施すること。
 - * 2点目は、いじめ事案又はいじめの疑いのある事案が発生したときの学校としての対応手順について、『初期対応手順』としてまとめ、明記したこと。資料39ページ『いじめ対応フローチャート』と併せて活用していく。
 - * 3点目は、第4の重大事態への対処について、40ページ『重大事態

発生時の対応フローチャート』としてまとめ、明記したこと。重大事態への対応及び調査は、学校サポートチームによって進め、必要に応じて、いじめ等対策委員会が調査を実施する。

○いじめ対応における現状と今後の課題について、資料3に沿って説明。

- ・初期対応における課題4点について説明。
 - *1点目は、迅速かつ適切な対応を行うためには、いじめのシグナルを発見したら、すぐに1回目の「いじめ対策会議」を開催し、その上で、事実確認等の対応に入る必要があるということ。昨年度、シグナルを発見した担任が、自らが事実確認を行った後、1回目のいじめ対策会議が行われたケースがあった。初期対応が非常に重要である。
 - *2点目は、保護者から訴えがあった際に、いじめの事実関係が不確定なまま、「いじめ事案」と結論付けて対応するケースがあった。1点目と同様、個人の判断による対応になってしまっているため、事実の詳細を明確にした上で、いじめ認知することが重要である。
 - *3点目は、いじめの対応を終えた後も、加害側と被害側の保護者間で理解共有が不十分であり、児童の関係修復につながらないケースがあった。「いじめ解消の定義」について、教職員の理解を促し、いじめ被害にあった児童とその保護者に寄り添い、支える体制づくりが必要である。
 - *4点目は、いじめ事案について、教育委員会への連絡が遅く、情報共有が迅速に行われないケースがあった。39ページ「いじめ事案報告対応フローチャート」について、周知徹底を図る必要がある。
- ・いじめに対する共通理解における課題2点について説明。
 - *1点目は、いじめについて、教職員間、保護者間及び児童生徒間で共通認識をもつこと。トラブルといじめの違いや、児童生徒のパワーバランスと間違った認識による第三者の介入の必要性について、共通認識を図ることが重要である。
 - *2点目は、対人関係、コミュニケーションに苦手がある児童生徒の理解不足から、いじめ事案が発生するケースが多いこと。互いの違いを認め合い、子どもと子どもがつながることができる級・学校づくりが重要である。
- ・課題を踏まえた具体的取組について説明。

いじめの定義及び対応方法についての共通理解については、具体的な取組として「いじめ対応リーフレット」を活用する。資料41ページ「活用にあたって共通確認事項」を、全教職員に配布し、子どもたちへの指導につなげる。学校体制の見直しについては、週1回のコア会議や放課後の合同終礼等を充実させ、教職員がアンテナを常に高く持ち、いじめが疑われる問題行動をいち早くキャッチすることにつなげる。

(意見交流)

- ・「リーフレット共通確認事項」について。
 - *各学校に対して担当者を通して周知を行い、学校ごとに活用方法を検討している。今後、具体的な事案が伝わるような内容をリーフレットに加えていくなど、改良していく必要がある。
 - *いじめの9種類とあるが、「9種類以外はいじめではない」という考え方にならないよう、十分な説明が必要。
 - *「いじめの定義」に関して、具体的事例を挙げて説明できる内容であると、より分かりやすくなるのでは。過去（改訂前）との比較があると良い。
- ・いじめ事案の初期対応において、いかに被害者に寄り添えるかが重要である。基本方針の中の「初期対応手順」に、被害者への寄り添い方についても記載していくと良いのではないかと。

5 いじめに関するはがきについて

(事務局)

- ・いじめに関するはがきについての状況を資料7で説明。
概要は、平成28年1月から始まった件であり、確認しているところとして、平成27年度に12件、平成28年度に7件、平成29年度に0件、平成30年度に34件、令和元年度に13件、令和2年度に59件。令和3年度は4月に4件あり、それ以降は、1年間以上届いていない。今後も引き続き、情報収集を行う。

(意見交流)

- ・はがきだけでは、犯人は分からない。犯罪行為に当たるものではないが、今後も情報収集に努めていくべきである。
- ・島本町のいじめへの取組を、投函者にしっかりと伝えればと考える。
- ・必要に応じて、スクールロイヤーへの相談も行っていくことになる。

閉 会